平成３０年（フ）第１５８号
沖縄県那覇市字天久891番地　メリアンハイツ207
債務者　屋嘉比吾郎
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３０号
岩手県北上市村崎野20地割198番地84
債務者　髙橋　友和
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第３２号
岩手県北上市本通り３－３－２　サンピエスいすゞ201号、旧住所岩手県盛岡市高松２丁目27番64―401号
債務者　三上　秋吾
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第１１２号
秋田市山王中島町12番18号
債務者　安田千保子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６３号
福島市丸子字東前16番地の27　ホワイトスロープＢ202
債務者　佐藤　広行
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第３８号
茨城県取手市駒場４丁目13番13号
債務者　川原井由紀子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第７２号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目23番地７　カーサ・ポポロ201
債務者　石﨑　典子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第７４号
茨城県稲敷郡河内町源清田2348番地12
債務者　山形　英明
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第７９号
茨城県牛久市栄町６丁目405番地（カオルハイツ102号）
債務者　𠮷光弘安李
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第８９号
茨城県取手市宮和田453番地１　藤代リビエールＡ―203、前住所茨城県取手市椚木235番地48
債務者　髙橋　　怜
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第９３号
茨城県取手市藤代2022番地、前住所茨城県取手市宮和田715番地　セジュール石田Ⅱ―205
債務者　鈴木佐智子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４８号
山梨県北杜市高根町五町田893番地４　高根雇用促進住宅２―302号
債務者　仲田　　努
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
山梨県富士吉田市上吉田4510番地の15
債務者　渡邊　貴志
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
山梨県大月市大月町花咲28番地
債務者　伊藤多佳子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
福岡県八女市津江230番地２
債務者　小長野マリ子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成３０年（フ）第８８号
徳島県徳島市名東町３丁目401番地　レオパレスとちの木108
債務者　平間　優子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
徳島地方裁判所民事部